

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷九第

行發日一月七年八正大

庭園都市に就いて……………法學博士 田島 錦治

支那投資の國際的共同……………法學博士 戸田 海市

住居税と公平負擔……………法學博士 神戶 正雄

社會政策より觀たる我國の財政……………法學博士 小川郷太郎

人糞尿の國益……………法學博士 財部 靜治

マルクスの唯物史觀に謂生産の意義……………法學博士 河上 肇

植民地の勞働政策……………法學博士 山本美越乃

ベンチーの組合社會主義論……………法學博士 河田 嗣郎

明治の米價調節……………法學士 本庄榮治郎

海運と國民經濟……………法學士 小島昌太郎

最近の出産率減少に就いて……………文學士 高田 保馬

明治の米價調節

本庄榮治郎

第一章 緒論

一、米の意義。徳川時代に於ては米は單に國民の生活資料として重要なりしのみならず、幕府及び諸藩の租税の收納も亦之れにより、武士の俸祿も亦米を以て支給するを常態としたるを以て米は食物としてのみならず、財政上に於ても、亦頗る重要なものなりし也。然るに明治時代に入りては、百事草創依然舊に據りて、米穀を以て金圓と共に納税の物體となしたる約初十年を除くの外は、最早米は直接財政上の關係を有せざることとなり、單に我國民の主要食料品として至大なる意義を有するに留まることゝなれり。然れども國民米食の風習は、徳川時代に於けるよりも明治時代に入りて一層普及し、又明治時代に於ても、時代の経過すると共に、愈甚しく、殊に我國民は日本米に對して特殊の執着力を有し、外米に對して未だ十分なる嗜好を有せず、我國民の生活は日本米を除外しては之れを想像する能はざる狀況なるを以て、日本米が我國民の一日も缺く可らざる必需の食料品として、生活資料の根本をなせるの點は、徳川時代に於けるよりも一

層重大なるものあることを認めざる可らず。

二、長期的米價。思ふに米價の變動は人口の増減、生活程度の向上、耕地の増減、耕作技術の進歩により、更に作柄の豊凶、配給の状態、輸移出入關係等により、若くは通貨の増減、投機師の思惑、其他一般經濟界の狀況等、種々なる原因によること勿論なりと雖、兎に角、その根本に於ては需要と供給との相吻合せざるの點に坐するものといはざる可らず。我國の實情に於ては、米食の普及、生活程度の向上、殊に人口の激増等による需要の増加は、耕地の擴張、技術の進歩等による供給の増率に比して特に著しきものあり。且一般物價に影響を及ぼすべき通貨の數量は、大體に於て膨脹の勢を示せり。従て長期間に亘りて米價の變動を觀察するときは、米價は次第に騰貴するの大勢にあることは疑ふを得ざる所とす。

今試みに二三の數字を擧げんに

年次(五ヶ年平均)	内地米作付反別	
	生同指數	收同指數
十一年乃	100	100
十五年乃	101	100
二十年乃	102	100
二十五年乃	103	100
三十年乃	104	100
三十五年乃	105	100
四十一年乃	106	100
四十五年乃	107	100
一反當收穫高	1.171	1.171
一反當收穫高	1.120	1.120
一反當收穫高	1.110	1.110
一反當收穫高	1.100	1.100
一反當收穫高	1.090	1.090
一反當收穫高	1.080	1.080
一反當收穫高	1.070	1.070
一反當收穫高	1.060	1.060
一反當收穫高	1.050	1.050
一反當收穫高	1.040	1.040
一反當收穫高	1.030	1.030
一反當收穫高	1.020	1.020
一反當收穫高	1.010	1.010
一反當收穫高	1.000	1.000

示せるのみならず、(ハ)一般物價に對して影響を及ぼすべき通貨は大體に於て膨脹の傾向を有せり。されば此等諸種の關係より米價が次第に騰貴せんとする大勢を存することは自ら明か也。今明治年間の平均米價を擧ぐれば左の如し。

年次	第一種		第二種	
	五ヶ年平均	十ヶ年平均	五ヶ年平均	十ヶ年平均
一——五	六・七四	六・六六	六・八五	六・三三
六——一〇	五・九六	六・六六	七・七九	七・六九
一一——一五	六・〇九	七・〇〇	八・八三	七・六六
一六——二〇	五・七九	七・〇〇	五・四四	七・六六
二一——二五	六・八二	八・〇八	六・六六	七・七九
二六——三〇	六・三三	八・〇八	八・九三	七・七九
三一——三五	三・三三	一三・三三	一三・三三	一三・三三
三六——四〇	四・三三	一三・三三	四・三三	一三・三三
四一——四五	一六・一〇	一六・一〇	一五・八四	一五・八四

備考 一、右の米價は東京深川正米相場による。

二、第一種平均とは其年一月より十二月迄、第二種平均とは前年九月より當年八月迄の米價を平均せしものなり。即ち第二種平均は大凡米の實收期より端境期に至る間を平均したるものなり。但し明治元年の第二種平均に用ゐたる數は同年一月より八月迄の八ヶ月間とす。

三、本表は山崎繁次郎編、「米界資料」二二一頁以下に據る。

三、短期的米價。以上の如く長時期に亘りて考ふるときは明治年間の米價は漸騰の勢を示せり

と雖之れを短時期に就て考ふれば、或は騰貴し或は下落し、月々に變動して、その價格の高低必ずしも一方のみに漸進するものにはあらず。由來米は一定の季節に收穫せらるゝ關係より、正米價格の變動の如きも高値は多く端境期(八月前後)に於てあらはれ、安値は新穀出廻の時季又は農家賣放の時季(九月舊正月前等)にあらはるゝの傾向を有し、年々季節約に循環運動をなすを常型とするか如しと雖、これもとよりたゞその大勢をいふのみにして、其他の月に於ても種々の理由により安値高値をあらはすことありて、一概に之を論するを得ざる也。今、明治元年乃至四十五年の深川正米相場(第一種)につき、各年の米價が何月に於て最高最低を示せしかを驗するときは左の如し。(1)

月次	最高を示せし場合		最低を示せし場合		月次	最高を示せる場合		最低を示せる場合	
	月次	最高を示せし場合	月次	最低を示せし場合		月次	最高を示せる場合	月次	最低を示せる場合
九月	一三	九	三月	一	二月	一	一	二月	二
十月	二	三	四月	〇	三月	二	二	三月	三
十一月	一	二	五月	一	三月	二	三月	三	四
十二月	二	六	六月	二	三月	二	三月	三	三
一月	〇	二	七月	六	三月	二	三月	三	三
二月	一	一	八月	二	三月	二	三月	三	三

(註) 今第二種米價につき高低値幅の最も大なりしもの數例を擧げ、その毎月平均米價を示きは左の如し。

元年度	前年	当年	高低値幅割合
九月	十月	十一月	12.13
十月	十一月	十二月	11.50
十一月	十二月	一月	11.50
十二月	一月	二月	11.50
一月	二月	三月	11.50
二月	三月	四月	11.50
三月	四月	五月	11.50
四月	五月	六月	11.50
五月	六月	七月	11.50
六月	七月	八月	11.50
七月	八月	九月	11.50
八月	九月	十月	11.50
九月	十月	十一月	11.50
十月	十一月	十二月	11.50
十一月	十二月	一月	11.50
十二月	一月	二月	11.50

(1) 米界資料135頁以下ヨリ算出ス

	十二年度	三十一年度	三十二年度	四十四年度	四十五年度
	円 4.20				
	6.70	13.86	13.35	15.53	18.36
	6.30	13.93	12.13	15.18	16.62
	7.40	13.76	9.81	15.06	16.63
	7.40	13.81	9.86	15.19	18.01
	7.15	14.47	9.95	15.43	19.29
	7.20	15.24	9.95	16.09	19.99
	7.35	16.80	9.78	16.87	20.14
	7.40	16.76	9.59	16.96	20.65
	7.60	16.47	9.41	17.57	21.72
	8.20	16.50	9.46	18.71	23.26
	8.80	16.87	9.10	19.63	21.99
	4.60	4.06	6.23	5.27	6.64
	209	131	168	136	121

以上六ヶ年度の米價について見るも、八月に米價の高きもの四、九月に米價の低きもの三を示し、前に示せる處と大體に於てその騰落の時期を同じくす、以て米價と收穫との關係の密接なるを見る可し。而して以上六例につき米價高低の割合(最低價を一〇〇として最高價を計算す)を見るに最も小なるものにて二割一分強、その最も大なるものに至りては實に十一割三分(元年は一月乃至八月の計算なるを以て暫く之を除外するときは、十二年度の十割九分)の騰貴をなせり。以上の數字は米界資料一三二頁以下及び一三五頁以下に據る。

思ふに徳川時代に比すれば明治時代に於ては農業技術は大に進歩し、耕耘の方法、灌漑排水の設備、農具、肥料其他の諸點亦大に改善せられ、以て自然に對抗して幾分その作用を緩和することを得るに至り、又交通機關についても、曩日の如き不備不便は除かれ、藩外輸出入制限の如きこと行はれず、地方的配給は迅速に適當に行はるゝに至り、且そか鎖國自足の時代を脱して海外貿易によりて内地米の輸出、外米の輸入をも行ふを得るに至りしと雖、而も尙米穀の生産が氣温風雨の如き自然的狀況によりて左右せらるゝこと多く、如何に技術の進歩を見ると雖、この自然的關

係を全然征服する能はず、又對外關係に基く配給の調節も、日本米に對する執着力と外國における防穀令若くは禁輸令の影響とによりて未だ自由自在に米穀の需給を適應せしむるか如き効果を認むることを得ざるか如し。更に又生産者乃至供給者の態度、即ち有利の時期まで米穀を保藏して之を賣出さず、以て米價を益奔騰せしむるか如き、或は前途の米價を見越して一時に賣放ちて米價の類勢を激甚ならしむるか如き、其他人爲的手段による米價の吊上げ引落しの現象は依然として存在し、又他方に於て米穀の需要上の屈伸弾力性は必ずしも巨大ならず、通貨の膨脹收縮、其他社會經濟上種々の事情錯綜して米價の短期的變動を醸成せることは絮説を要せざる所なるへし。

四、明治米價調節の始期。以上述べたるか如く米穀は我國民の生活資料として極めて重大なる意義を有するものなるか故に、その價格が常に動搖し、殊に短期間に著しき變動をなすことは、實に國民日常の生活を不安ならしむるのみならず、ひいては四民購買力の消長、産業の隆替より、納稅關係并に犯非關係等に至るまで、社會、政治、經濟上の各方面に對して影響を及ぼし、國民社會生活の基礎を脅すこと則り知る可らざるものあり。故にその騰落にして著大なる場合に於ては爲政者は往々にして人爲の手段を以て米價を左右し以て之れか惡影響を緩和せんと力むることあり、是れ即ち米價の調節にして、明治年間に於てもその事例に乏からざる所とす。然れども既に述べたる如く米の意義が明治におけると徳川時代におけるとは大に相違する所あるを以て、米價

の調節に就ても亦その意義を異にする所あるを認めざる可らず。

然らば明治時代に於ては何時の頃よりこの調節策を行ひしや、「明治政府の米價調節策」⁽²⁾には「明治の初年政府は時に米穀を内地に於て糶糶し、又は外國に輸出せしことありしも、こは専ら米價の平準を期して之を行ひしにあらず、米價の平準を目的として政策を施せしは明治六年以降とす」といへり。明治の初めに於ては尙租税の米納金納并ひ存したるを以て(詳くは後に述ぶる所を見よ)米穀の賣買は唯米金交換の必要より出でたるものなりや、又は米價常平の趣旨より出でたるやは大に研究を要する所なりと雖、果して明治六年以前に米價調節策と稱すべきもの一もなかりしや否やは疑問なり。然るに「米價常平制度の梗概」⁽³⁾には「明治の初め則ち六七年の頃迄にも需給調節價格平準の意味に於て米穀の賣買を爲したること一再に止まらず」^(三)といひ、又「常平の目的を以て米穀の賣買をなしたる事蹟は明治八年貯蓄米條例發布前後のものは略據るべき資料を有するも其以前に於ては前掲の如く政府が財政上の必要より出でたる賣買と混同して其何れか常平の目的を有したるか判然之を認むるに足るべき資料を有せずと雖、稍此目的を帯ひたるものと認め得べき賣買を擧ぐれば

(一) 明治元年九月車駕初めて東行の事あるや、戦後疲弊の市民を賑恤せんとの主旨を以て熊本、佐賀、福岡、柳川、久留米、中津の六藩に命し米穀を買収せしめて之を東京に回漕し賣却したるも

(2) 大正四年十月農商務省農務局「農産物價格調節事例」に「日本に於ける事例」として「明治政府の米價調節策、附常平局」(I-II頁)を掲げ次に「海外に於ける事例」(12-81頁)を説けり、帝國農會報五卷十一號にはこの「明治政府の米價調節策、附常平局」を轉載せり。
 (3) 大正四年五月、丹羽稅務監督局事務官調査、

の二萬三千六百三十九石餘なり。

(二) 同二年夏亦之と同一の趣旨に依り酒田民政裁判所に命じて一萬四千餘石を買収せしめ其内五十餘石を松前地方に賑恤として貸付し、五千百五十一石餘を東京に回漕して用度に給付し、其他は四人の食料に充てたるものあり、又回漕の航海中沈没の難に遭ひたるものあり。

(三) 明治六年の事例……………(略)

(四) 明治七年の事例……………(略)……………(八一頁)

といへるがこは「米穀經理記事」⁽⁴⁾第二卷第四「内地糶收之概況」に論せる所に據れるものなり。右に示せる明治元年及び二年の事例は、多少賑恤救済策的色彩を帯び、未だ之れを以て米價調節策となすを得ざるか如き感なきにあらざるか如しと雖、而も細民に對する無償恩惠的の施米のみにあらずるか如く、又明治元年には右の外、既に米の輸出を禁し却て輸入を見たることあり、東武地方へ米穀を回送し至當の時價を以て販賣せしめたることあり、大阪不正米商に對する戒告、酒造制限等諸種の方法行はれたるを以て見れば(後に述ぶる所を参照せよ)右の米價常平制度の梗概に引用せる事例の當否如何に拘らず、既に明治元年より米價調節に關する政策は行はれたるものと見ざる可らず。

五、時代別。「明治政府の米價調節策」には明治六年以降米價の調節につき時期に分つこと次の如し(二―二頁)

第一期、明治六年の低落に對する引上策

(4) 明治十一年六月、大藏權少書記官飯田巽編、寫本全三册、

第二期。明治七年に於ける騰貴及在米缺乏に對する引下及び供給策

第三期。明治八九年に於ける低落防禦策

第四期。明治十年における低落防禦策

第五期。明治十一年における騰貴防禦策

第六期。常平局設置時代

第七期。常平局廢止後における政策

この時代別は第一期より第五期に至るまで大抵毎一年を以て一期とし煩に失するの弊あり。吾人は時代別を設くる趣旨に鑑みて今少しく簡明なる區別をなし得べき何等かの標準を求めざる可らずと信ず。思ふに明治の初めに於て租税米納制度の存在し、從て米價問題は同時に財政問題たりし點より見て、九年三月米穀出納廢止に至るまで前期とし、それ以後を後期とするも一案に外ならずと雖、こは寧ろ米穀の政治經濟上の意義よりなせる區別にして米價の調節を標準とせるものにはあらざるに似たり。故に吾人は米價調節のために企圖せられたる根本的制度方策を基として次の如く別たんと欲す。

第一期、草創時代

第二期、貯蓄米制度時代

第三期、常平局時代

第四期、外米時代

第一期は明治初年より八年初に至るまでにして國事尙草創の時期に屬し、米價の調節のため、政策を施す所ありしも、而も輸出入關係を外にしては、必ずしも幕末時代に比して大差なく、米價調節のために特別な制度を立つるに至らざりし時代なり。

第二期は八年八月貯蓄米條例を發したる時より十一年七月常平局の開設せらるゝに至るまでの時代にして、前期より一步を進めて貯穀により不慮の凶歉に備へ、以て常平の目的を達せんとせる時代なり。

第三期は更に積極的に米價を平準ならしめんために常平局を設置せる時代にして十一年七月同局開設より十五年十一月の廢止に至る。

第四期は常平局廢止以後を指すものにしてこの期間に於ては時々外米の代用、輸入税の制限、外米輸入等主として外米との關係によりて内地米價を左右せんとせし時代なり。

今之れを前掲「明治政府の米價調節」の時代別と比較すればその第一期第二期は余の所謂草創時代に、第三期第四期は所謂貯蓄米制度時代に、第五期第六期は常平局時代に、第七期は所謂外米時代に略ぼ該當するものと見て差支なし。

以下各時代につきて、その意義米價の高低、調節の方法及ひ效果等を分説し、最後に總括的概觀を述べんとす、乞ふ章を改めて之を説かん。(第一章完)